

建設業労働環境改善等助成金のご案内

県内の建設業の担い手確保を促進することを目的として、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善等に取り組もうとする県内の中小建設業者に対し、その経費の一部を助成します！

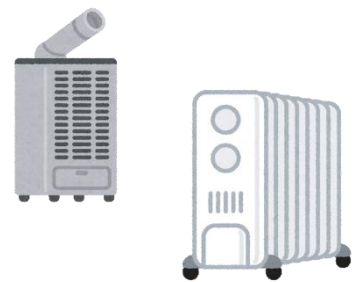
★令和8年度助成金のポイント★

- 広島県知事許可業者のほか、**国土交通大臣許可業者**も申請できるようになりました。
- 1件あたり10万円未満の**消耗品を総額10万円以上購入する場合**も助成対象となりました。

1 申請できる建設業者

職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、以下の条件を満たすことが必要です。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主を除きます。

- (1) **建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主で、県内に主たる営業所を有する者**であること。
- (2) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
- (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、
県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。



2 主な助成対象経費

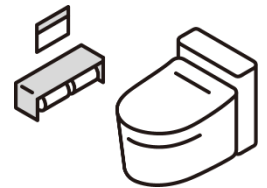
(1) 労働環境改善経費

労働環境の改善に資する施設・備品等の新設・購入等に要する経費

- 就業環境改善施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）
- 熱中症対策・防寒備品等（大型冷風機・暖房器具等）
- 建設工事における安全性・生産性向上に寄与するもの（施工管理ソフト等）
- **熱中症対策等に係る消耗品（ファン付き作業服、経口補水液等）**

※備品（消耗品）の購入経費は、**総額10万円以上である場合に限り**ます。

- (2) 資格取得経費（受講料、教材費、旅費等）
- (3) 現場見学会等開催経費（広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者旅費等）
- (4) 建設事業の生産性向上に関する講習会経費（受講料、自社開催時の講師謝金、教材費等）



～対象事業例～

- ・防寒対策事業（大型ストーブ、スポットエアコン等の購入）
- ・生産性向上事業（積算用ソフトウェア、工事写真専用タブレット端末等の購入）
- ・資格取得支援事業（小型移動式クレーン運転技能講習等の受講、中型・大型免許の取得）

3 助成額

助成対象経費に2分の1を乗じた額（上限50万円まで）

4 申請期間

令和8年5月25日（月）から令和8年11月30日（月）まで

※ 申請は先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、申請期間内でも受付を終了します。

※ **詳細は、広島県ホームページをご確認ください。**

【URL】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/kaizenjoseikin.html>

【問い合わせ先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ

TEL:082-513-3822 Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

QRコードはこちら↓

